

寒川町「高座」のころ。ブランドマーク等の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、寒川町の魅力及び認知度の向上を図ることを目的に作成した「高座」のころ。ブランドマーク及びブランドスローガン（以下「ブランドマーク等」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(ブランドマーク等)

第2条 ブランドマーク等は、別表に掲げるとおりとする。

(使用の承認等)

第3条 ブランドマーク等を使用するときは、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

3 ブランドマーク等の使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「高座」のころ。ブランドマーク等使用承認申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げるものを添えて、町長に申請しなければならない。

(1) ブランドマーク等の具体的な使用方法が分かる企画書等

(2) 申請者が行う事業の内容が分かる資料

4 町長は、前項の規定により申請があったときは、速やかに審査し、使用の承認又は不承認の決定をするものとする。

5 町長は、使用の承認を決定したときは「高座」のころ。ブランドマーク等使用承認決定通知書（第2号様式）により、使用の不承認を決定したときは「高座」のころ。ブランドマーク等使用不承認通知書（第3号様式）により、それぞれ速やかに当該申請者に通知するものとする。

(使用承認の基準)

第4条 ブランドマーク等は、申請者又はその申請に係る内容が次の各号のいずれかに該当しない場合に限り、使用することができる。

(1) 寒川町の信用、品位又は魅力の向上に害すると認められるとき。

- (2) 別に定めるガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に適合しないとき。
- (3) 消費者の利益を害すると認められるとき。
- (4) 特定の政治活動又は宗教活動、思想等に関係すると認められるとき。
- (5) 法令や公序良俗に反すると認められるとき。
- (6) 自己の商標又は意匠とする等独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき。
- (7) 公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合において、当該認定等が得られていないとき。
- (8) 申請者が次の業種又は事業者のいずれかに該当するとき。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)で、風俗営業と規定される業種

イ 風俗営業類似の業種

ウ 消費者金融事業者

エ ギャンブルに係るもの

オ 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者

カ 法律の定めのない医療類似行為を行う施設又は施術者

キ 占い又は運勢判断に係るもの

ク 興信所、探偵事務所等

ケ 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

コ 民事再生法による再生手続中又は会社更生法による更生手続中の事業者

サ 各種法令に違反しているもの

シ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

- (9) その他町長が使用の承認が不相当と認めたとき。

(ブランドマーク等の提供)

第 5 条 町長は、第 3 条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、電子データによりその使用に係るブランドマーク等を提供するものとする。

(使用者の遵守事項)

第6条 使用者は、ブランドマーク等を使用するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を受けた内容のみに使用し、町長の指示する条件に従うこと。
- (2) 提供されたブランドマーク等を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ガイドラインに基づき、町長が指示するとおりに使用すること。

(使用方法の変更)

第7条 使用者は、使用の承認を受けた内容を変更しようとするときは、「高座」のころ。ブランドマーク等使用変更承認申請書（第4号様式）により、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、当該変更申請に係る内容を速やかに審査し、使用の変更の承認又は不承認を決定するものとする。

3 町長は、使用の変更の承認を決定したときは「高座」のころ。ブランドマーク等使用変更承認通知書（第5号様式）により、使用の変更の不承認を決定したときは、「高座」のころ。ブランドマーク等使用変更不承認通知書（第6号様式）により、それぞれ速やかに当該使用者に通知するものとする。

(使用の承認の取消し等)

第8条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 第6条の遵守事項に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段によって、使用の承認を受けたとき。
- (3) 使用者が「高座」のころ。ブランドマーク等使用取り止め申出書(第7号様式)により使用の取り止めに申し出たとき。
- (4) その他町長がブランドマーク等の使用が適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、「高座」のころ。ブランドマーク等使用承認取消通知書（第8号様式）により、当該使用者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により承認を取り消された使用者に対し、そのブランドマーク等の使用を停止し、回収を求める等適切な措置を講ずることができる。

(責任の制限)

第 9 条 前条の規定によりブランドマーク等の使用の承認を取り消した場合において、当該使用者に損害が生じて、町長は、その賠償の責めを負わない。

2 使用者がブランドマーク等の使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合、町長は、損害賠償、損失補償その他の法令上の責任を一切負わない。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、ブランドマーク等の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 9 日から施行する。